

グループホーム 飯野の里
認知症対応型共同生活介護事業所運営規程
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社飯野の里が設置運営するグループホーム飯野の里（以下、「本事業所」という）が実施する（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業（以下、「本事業」という）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することとする。

(運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
 - 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
 - 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
 - 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行ふとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 7 サービスの提供にあたっては、福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例も遵守する。

(事業所の名称等)

第4条 本事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- ① 名称 「グループホーム飯野の里」
- ② 所在地 福島県福島市飯野町字原田11番地の1

(内容及び手続きの説明及び同意)

第5条 事業所は、サービスの提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資す

重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(営業日)

第6条 営業日は、365日とする。

(ユニット数、入所定員及び居室数等)

第7条 ユニット数は2ユニットとする。

- 2 利用定員は、1ユニット9名とする。
- 3 居室（個室）、食堂、台所、浴室、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設ける。

1ユニットにつき	居室（個室）	9室
	食堂	1室
	台所	1室
	浴室	1室
	洗面所	1ヶ所
	便所	2ヶ所

(定員の厳守)

第8条 事業所は、入所定員及び居室を超えて入所させない。ただし、災害その他のやむをえない事情がある場合は、この限りでない。

(職員の員数及び職務内容)

第9条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 2名以上（うち1名は介護支援専門員）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成する。
- ③ 介護職員 10名以上
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
- ④ 看護職員 1名
看護師は、利用者の健康維持・医療相談等を行う。

(指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料等)

第10条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受理サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | |
|---------|-----------|
| ① 居室代 | 55,000円／月 |
| ② 食材料費 | 1,300円／日 |
| ③ 水道光熱費 | 600円／日 |

- ④ 設備／建物点検維持費 15,000円／月
⑤ 入居預かり保証金 110,000円
※退居時に、居室等の現状回費用を差し引いて返却するものとする。
⑥ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 実費
- 2 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し、同意の上で実費を徴収する。
- 3 医療機関へ入院された場合の費用の請求は、居室代と設備／建物点検維持費のみとする。
- 4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、口座振替または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(権利金利等の取り扱いについて)

第11条 家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜供与の対価として受領する費用以外の金品（いわゆる権利金等）は受領しない。また、前払金を受領する場合には、算定基礎を書面で明示し、入居後3ヶ月の間に契約が解除された場合、又は死亡により終了した場合には、前払金の額から家賃等の月額を当該月の日数にて除した額に入所の日から起算して契約が解除され、又は入所者の死亡により終了した日までの日数を乗じる方法で控除した額を返還することとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

(入退居に当たっての留意事項)

第13条 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
② 自傷他害のおそれがないこと。
③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第14条 入所者が医療機関に入院する必要が生じたとき、2ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案し必要に応じて適

- 切な便宜を供与する。
- 2 入所者が医療機関に入院する必要が生じたとき、2ヶ月以内の退院が明らかに見込まれない場合には、本人及び家族と協議し退所の手続きをとる。

(介護等)

- 第15条 介護は、入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 2 本事業は、入所者の負担により、施設における従事者以外の者による介護を受けさせることはしない。
- 3 入所者の食事その他に家事等は、原則として入所者と従事者が共同で行うよう努める。

(介護の内容)

- 第16条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

- 第17条 認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(外出及び外泊)

- 第18条 入所者は、外出または外泊しようとするときは、外出届又は外泊届に所要事項を記入し、事業所に届け出るものとする。

(苦情処理)

- 第19条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

- 第20条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(秘密保持)

第21条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(個人情報の保護)

第22条 個人情報の取り扱いについては、関係法令及び厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を順守し、適切な取り扱いを行う。

(虐待防止等)

第23条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体的拘束廃止等)

第24条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(感染症対策・衛生管理等)

第25条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措

置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第26条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(緊急時における対応策)

- 第27条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。
- 2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第28条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、通報及び関連機関との連携体制を整備し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
 - 3 非常災害の発生の際にその事業が継続できるように、定期的に地域の協力機関との連携および協力を実行する体制を構築するように努める。

(地域との連携等)

第29条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(情報の開示)

第30条 本事業の提供において、常に自己評価を行い、定期的な外部評価を受け、結果を公表する。

(その他運営についての重要事項)

第31条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 2 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、認知症対応型共同生活介護計画の記録については、当該計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から5年間は保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、企業組合飯野の里と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

- | | |
|-------------|--------------|
| この規程は、平成28年 | 4月1日から施行する。 |
| この規程は、令和3年 | 9月1日から施行する。 |
| この規程は、令和4年 | 11月1日から施行する。 |
| この規程は、令和7年 | 8月1日から施行する。 |
| この規程は、令和8年 | 1月1日から施行する。 |